

企画趣旨

毛利 透

本年5月号の憲法特集は、思い切った挑戦を試みた。ご覧になればすぐに、本特集が各国の（その多くは、「著名な」という形容詞を付しても決して不適切ではない）憲法研究者に執筆を依頼したものであることがお分かりいただけるであろう。もちろん、諸外国の研究者に伍することができるだけの日本側からの論稿も、2本用意している。

このような挑戦を試みた動機は、（下記のとおり、間接的な場合もあるが）各執筆者にお示した、以下の企画趣旨にまとめられている（紙幅の都合上、一部を省略している）。

「グローバル化」が盛んに言われるようになってすでにだいぶたつ。人・モノ・情報の流通がどんどん活発化する中で、主権国家が独自の政策決定を行える幅は狭まっており、政策形成過程における国際交流の重要性が増している。各国が国民の権利保護のために独自にこれに対応しようとしても限界があり、国際協調の必要性は増している。

しかし他方で、各国の政治においては、国際協調から外れ、自国優先を説く潮流が力を増してきている。国家から比較的遠い国際機関によって実質的政策決定が行われることについて、強い抵抗感が残っているからであろう。この不満は、従来の憲法学が前提にしてきた国民主権の考えから見て、決して一概に否定されるべきものでもない。しかし、その結果として、実際に生じている社会の多様化が否定され、少数派の権利が脅かされる危険は無視できない。

このような緊張関係は世界的に広がっており、程度の差はあれ、どの国の憲法学もそれに直面させられているといえよう。本特集では、このような状況下で、各国の憲法学がどのような状況に置かれ、何を大きな課題だと自己認識しているのかを問うてみたい。執筆者には、その者が属する国で、「グローバル化とナショナリズムの同時進行」という状況に対し憲法学がどのような課題を見出しどのように対応

しようとしているかにつき、客観的な状況説明とともに、各人の見解を述べてもらいたい。

本特集は、上記共通テーマについて各人に自由に書いてもらったものであり、各論文の題名も各執筆者の手になるものである。世界的に共通する問題状況に対し、各国、そして各研究者がどのような理論的対応を見せているのかを詳細に示す本特集は、我々に大きな学問的刺激を与えてくれるはずである。企画者として、自信をもって一読をお勧めできる。

とはいえ、企画者本人に国際性が欠けるため、このような前例のない企画を実現するためには、多くの方々のご協力に頼る必要があった。まず、松平徳仁教授、江島晶子教授、山元一教授には、それぞれアメリカ、イギリス、フランスの執筆者選び、私の企画趣旨（の趣旨）を外国語で伝えようえでの原稿依頼、さらには執筆のリマインドに至るまで、大変なお世話になった。3先生のご助力がなければ、この企画は到底日の目を見なかったものであり、この場を借りて厚くお礼申し上げる。さらに、時間的余裕のない中で欧語論文の翻訳を引き受けてくださった方々にも感謝したい（松平教授と江島教授には、ダブルでお礼申し上げなければならない）。

現在、世界は思いもよらなかった病気の流行により、共通して大きな混乱に見舞われている。今回の特集には間に合わなかったが、この「危機」への対処の法的検討も、世界的な視野で行うことが求められるであろう。

（もうり・とおる 京都大学教授）